

令和2年度つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺鉄道立体化と併せたまちづくり
検討調査業務委託事業者候補選定プロポーザル
実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和2年度つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺鉄道立体化と併せたまちづくり検討調査業務委託

(2) 業務目的

「調布市都市計画マスタープラン」では、将来の地域構造を、つつじヶ丘駅周辺は、地域の個性を生かした地区の中心となる業務・商業の拠点として、柴崎駅周辺は、地域の商業、生活の核となる商業の拠点として位置付けている。また、交通の視点では、駅周辺をより使いやすく、快適な環境に整備、改善していく方針として、駅周辺の道路交通を円滑化し、都市機能を維持向上させるために、総合的な交通体系を検討するとしている。

一方、この2駅の周辺地域は、「開かずの踏切」による交通混雑が生じており、地域住民の日常生活や南北市街地の一体化の阻害要因となっている。

また、本区間については、高架方式及び一部地下方式による線増連続立体交差化の都市計画が決定されているものの、東京都の踏切対策基本方針において、鉄道立体化以外の対策を検討する区間とされており、踏切改善の実現に至っていない。

このため、地域の課題を解決するとともに、都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を具現化するために、鉄道立体化の必要性を様々な観点から整理し、鉄道立体化と併せた駅周辺のまちづくり構想案を検討することを本業務の目的とする。

(3) 業務内容（令和2年度）

ア 仙川駅～国領駅付近の現況把握

イ 踏切等交通量調査（下記8箇所は必須とする。）

(ア) 踏切道（仙川2号、つつじヶ丘1号、つつじヶ丘4号、つつじヶ丘5号、柴崎3号）

(イ) 架道橋（清水架道橋）

(ウ) 地下道（つつじヶ丘駅構内地下道、柴崎駅構内地下道）

ウ 上位関連計画の整理

エ 課題の抽出と整理

オ まちづくりの方向性の検討

カ まちづくり構想案の検討

キ 単独立体と鉄道立体の比較検討

ク 関係機関協議及び会議運営に関する支援（令和2年度に4回程度の勉強会を予定）

ケ 今後の検討内容の整理とスケジュールの検討（令和3年度以降の予定を含む）

令和2年度 沿線まちづくり構想の検討

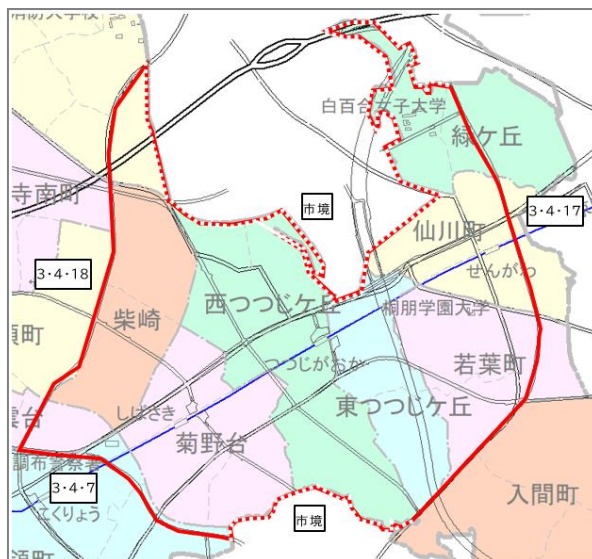
令和3～6年度 ・沿線まちづくり総合計画の検討、策定

・都市計画素案の検討

(4) 期間

契約日から令和3年3月31日まで

- (5) 調査対象範囲
右の図の通り(約400ha)



2 予算 (見積限度額)

東部地区交通環境改善整備事業委託料 18,000千円(税込)

※調布市議会における予算の承認を前提としており、予算確保ができなかった場合は実施しない。

※令和3年度～令和6年度についても、継続事業として令和2年度と同規模程度の予算を要望予定。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により事業者候補を選定する。

4 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱(平成18年調布市要綱第220号)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年調布市要綱第8号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 鉄道立体化に関する検討調査の業務受託実績を1件以上有すること。
- (7) 駅周辺のまちづくり等に関する検討調査等の業務受託実績を1件以上有すること。

5 募集内容

- (1) 募集方法 市ホームページにより募集について公示する。

- (2) 申込方法

ア 参加申込

当該プロポーザルへ参加する事業者(以下「事業者」という。)は、「4 参加資格」に掲げる条件を全て満たしていることを確認のうえ、期限までに提出書類を必要部数用意し、都市整備部街づくり事業課(市役所7階)へ持参又は郵送(必着)により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 申込書（様式1）	正本1部	
イ 業務実績調書（様式2-1）（様式2-2） 「4 参加資格（6），（7）」における受託実績を記載 ※参加資格（6）で様式2-1，（7）で様式2-2を使用すること。	正本1部 副本8部	副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 実施体制調書（様式3）	正本1部 副本8部	副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 （ア） 会社名 （イ） 代表者名 （ウ） 資本金 （エ） 事業内容 （オ） 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	正本1部 副本8部	

(3) 参加申込書類に関する質問

事業者は，指定する期間内において，書面（様式5）を使用して，必要書類の作成等についてメールで説明を求めることができる。市はメールにより，全ての事業者に同一の内容で回答する。

(4) 参加資格審査及び審査結果の通知

別途定める審査要項に基づき，全事業者の参加資格を審査し，当該審査の完了後，審査結果を通知する。なお，参加資格に満たないと判断された事業者は，指定する期間内において，その理由について書面により説明を求めることができる。

(5) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果，参加資格を満たすと判断された事業者は，期限までに，次の書類を必要部数用意し，都市整備部街づくり事業課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
ア 企画提案書概要 （様式自由・A4縦2ページ左綴じ）	正本1部	(7) 企画提案書作成上の留意点を参照のうえ，作成すること。 副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。
イ 企画提案書 （提案書表紙：様式4，企画書：様式自由・A4縦10ページ左綴じ）	正本1部 副本8部	
ウ 業務スケジュール（様式自由）	正本1部 副本8部	会議等の具体的な実施予定を記載すること。 副本は，会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 経費見積書（様式自由・A4縦左綴じ）	正本1部 副本8部	見積の総額が見積限度額を超えないこと。令和3年以降については令和2年の限度額と同規模程度の額で見積もること。

		副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
--	--	---------------------------

(6) 企画提案書等に関する質問

事業者は、指定する期間内において、書面（様式5）を使用して、必要書類の作成等についてメールで説明を求めることができる。市はメールにより、全ての事業者に同一の内容で回答する。

(7) 企画提案書等作成上の留意点

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

イ 様式自由とするが、実施要領の「1 業務概要」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 令和2年度の業務内容について記載すること。

エ 令和3年度から令和6年度における4箇年の業務内容について記載すること。

(8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、期限までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部街づくり事業課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

審査当日にパワーポイントを使用する場合は、事前に、都市整備部街づくり事業課に電話で連絡すること。

書 類	部 数	備 考
プレゼンテーション要約資料（スライド等）	正本1部 副本8部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。 様式及び枚数の指定なし。

6 審査方法

(1) 審査委員会の設置

「令和2年度つつじヶ丘駅及び柴崎駅周辺鉄道立体化と併せたまちづくり検討調査業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 委員構成

ア 行政経営部政策企画課長

イ 都市整備部都市計画課長

ウ 都市整備部街づくり事業課長

エ 都市整備部道路管理課長

オ 都市整備部交通対策課長

(3) 審査方法

委員会は、事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

ア 企画提案書等審査概要

(ア) 参加資格を満たすと判断された事業者が1者のみの場合及び4者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。参加資格を満たすと判断された事業者が2者または3者であった場合、この審査は行わないものとする。

(イ) 参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合は、委員の評価得点により順位を付ける。同点の場合は各委員の総合的な評価により順位を定め、同順位はないものとする。順位の上位者から順に、3事業者がプレゼンテーション審査に進めるものとする。

る。

- (ウ) 企画提案書等の審査を通過した事業者が1者のみであった場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、必要に応じてヒアリング等を行うこととする。

イ プレゼンテーション審査概要

- (ア) 企画提案書等の審査を通過した上位3者（参加資格を満たすと判断された事業者が2者または3者であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。
- (イ) プレゼンテーションは本業務実施時の担当技術者が行うものとする。
- (ウ) 委員の評価得点により順位を付ける。同点の場合は各委員の総合的な評価により順位を定め、同順位はないものとする。順位の上位者から順に、選定候補者となることができる。
- (エ) 契約前に選定候補者が失格・辞退等の理由で選定不可能となった場合、次の順位の者が選定候補者となる。

<応募数別の審査方法>

応募数	1. 企画提案書審査	2. プレゼンテーション審査
1者	○	—
2者または3者	—	○
4者以上	○	○

ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- (ア) 事業者及び担当技術者の類似業務の実績
- (イ) 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- (ウ) 業務遂行能力（実現性及び的確性）
- (エ) 検討方法の創意・工夫
- (オ) 業務配分、実施工程及び経費の適切性
- (カ) プレゼンテーション能力（プレゼンテーション審査のみ）

エ 選定

- (ア) 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点と同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下、「候補者」とする。）として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。
- (エ) 最低基準
別途定める最低基準に至らない評価の事業者は候補者として選定しないこととする。
- (オ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰上げて、順位を定めるものとする。

オ 審査結果

審査完了後、企画提案書等を提出した全事業者に対して、審査結果を書面にて通知する。
また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、審査により不合格と判断された事業者は、指定する期間内において、その理由についてメールにより説明を求めることができる。

カ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

キ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

ク 選定結果の通知

(ア) 結果通知

当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は審査結果について、指定する期間内において、その理由を書面にて説明を求めることができるものとする。

7 日程

2月19日	水	公告開始日
		応募方法・参加資格に関する質疑受付開始日
		参加申込み開始日
2月26日	水	応募方法・参加資格に関する質疑受付締切日
27日	木	応募方法・参加資格に関する質疑回答締切日
3月4日	水	参加申込み締切日
6日	金	参加資格審査結果通知日
		参加資格審査結果に対する質疑受付開始日
		企画提案に関する質疑受付開始日
		企画提案書の受付開始日
10日	火	参加資格審査結果に対する質疑受付締切日
11日	水	参加資格審査結果に対する質疑回答締切日
		企画提案に関する質疑受付締切日
12日	木	企画提案に関する質疑回答締切日
17日	火	企画提案書の受付締切日
19日	木	企画提案書書類審査日（審査委員会）
		企画提案書書類審査結果通知日
		企画提案書書類審査結果に対する質疑受付開始日
23日	月	企画提案書書類審査結果に対する質疑受付締切日
25日	水	企画提案書書類審査結果に対する質疑回答締切日
30日	月	プレゼンテーション審査日（審査委員会）
		最終選定結果の通知日

3月30日	月	最終選定結果に対する質疑受付開始日
4月2日	木	最終選定結果に対する質疑受付締切日
3日	金	最終選定結果に対する質疑回答締切日

※ただし、各実施日については事務局の都合等により変更の可能性あり。

8 辞退

本件の申込後、参加を辞退する場合は、速やかに都市整備部街づくり事業課に電話連絡のうえ、様式6に社名（社印の押印）、代表者名（代表印の押印）、担当者名を明記し、持参又は郵送すること。

9 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という）では、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報についても、公開条例に基づき、情報公開を行う。なお、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、適宜、市ホームページにより情報提供する。ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

ア 「4 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、候補者の選定までに当該要件を満たさなくなった場合。

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合は、この限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がない場合を含む）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合。

カ 見積書が見積限度額を超える場合。

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合。

ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合。

ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合。

コ 民事再生法等に基づき再生手続き等を行っている場合。

サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合。

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 当該業務を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「4 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

オ 次年度以降、委託費が高額になる場合は、契約を締結しないことがある。

(5) この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(6) この審査に関する事務は、街づくり事業課がとりまとめる。

(7) 令和2年度から令和6年度までの業務は、調布市議会において、予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は実施しない。

1.1 問い合わせ先

調布市 都市整備部 街づくり事業課 事業計画係 担当：藤田・伴蔵・田沢
〒185-8511 調布市小島町2-35-1 7階
電話：042-481-7587 FAX：042-481-6800
Email：tokeido@w2.city.chofu.tokyo.jp

附 則

この要領は、令和2年2月10日から施行し、本業務に係る契約の締結をもって廃止する。